

警察庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
111	B 地方に対する規制緩和	11 その他	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報の調査等における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。	【制度改正の経緯】配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。)の加害者が、住民票の写し等の交付等を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図るため、平成16年に住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(以下「措置」という。)が制度化された。 【支障事例】措置の情報は、総務省通知や住民基本台帳事務処理要領(以下「通知等」という。)に基づき、被害者の現住所の市町村及びその庁内、前住所の市町村、本籍地の市町村(以下「転送先市町村例」という。)においては情報連携が図られている。一方、被害者の固定資産又は事業(以下「固定資産等」という。)の所在市町村が転送先市町村例と異なる場合、固定資産等の所在市町村が措置の情報を把握するためには、被害者本人から固定資産等の所在市町村へ措置の申し出がされない限り覚知できず、必要な場合に措置を講ずることが出来な可能性が極めて高い。また、被害者の固定資産等の所在市町村が、情報提供ネットワークシステムを通じて被害者の住民基本台帳情報を照会した場合、現在のシステムでは措置の有無を識別できるようになっていないため、他市町村において、措置を講ずることが出来なかった事例がある。 【制度改正の必要性】措置が適切になされず、被害者が殺害されるなどの事例も見受けられている。特に、地方税のうち固定資産税は不動産を課税客体としていることから、DV等の加害者が公開情報である不動産登記情報を調べた上で、不動産の所在する市町村へ固定資産税情報が記載されている証明書等の交付申請を行うことにより、被害者の現住所を特定することが想定されるため、通知等に記されている転送先市町村例のみならず、被害者の固定資産等を有する都道府県及び市町村の相互連携が必要である。 【觀念の解消案】通知等における措置情報を転送する市町村の例として、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関等及び市町村へ周知する。また、情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せて措置の有無を識別できるシステムを更改する。	DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与する。	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について(周知)(令和元年6月27日付け総務省自治税務局企画課事務連絡) 住民基本台帳事務処理要領5-10	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、こども家庭庁	北広島市、船橋市		旭川市、いわき市、東海村、相生市、川崎市、長野県、中野市、豊橋市、田原市、枚方市、兵庫県、出雲市、府中町、香川県、宇和島市、久留米市	○当市では市民課と情報連携を図っており、DV措置の取られている市民が転出入した場合や期間延長した場合に情報提供を受け、税システムに入力している。これにより、証明窓口、固定資産税をはじめとする税部門に税システムを通じて情報共有し、DV措置の有無を認識できるようにしているが、提案のように全国区の情報が入手可能であれば、被害防止に寄与することになると考える。	DV等被害者の保護は重要であると認識しており、ご提案のような事例について、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。	「どのような対応が考えられるか検討してまいりたい」とのことであるが、少なくとも、通知等に基づく措置情報の転送先市町村例として、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、相談機関等及び市町村へ周知いただきたい。 また、DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与するため、対応について直ちに検討及び実施していただきたい。	

警察庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				DV等支援措置の申出を受けた市町村から、申出者の固定資産等の所在市町村に対して、DV等支援措置の情報を連携する方法について、自治体の実務も踏まえ、適切な対応について通知を発出することを検討したい。	5【警察庁】 (1)住民基本台帳法(昭42法81) (ii)DV等支援措置の実施を求むる旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省) ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)	1ボツ目 通知	令和4年3月31日	総務省において、支援措置申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申出る仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した【通知】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日総行住第32号、総税図第8号)。	
						2ボツ目 検討中	未定	関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討。	関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。